

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成27年3月17日(木) 午前10時00分開会
午後 3時06分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、
中面幸人委員、大田重男委員、濱崎國治委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、岩崎健二委員、
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大漣 昭裕
- 6 説 明 員
- | | | | |
|-----------|---------------|---------|-----------|
| ・ 市 長 | 西 平 良 将 君 | ・ 副 市 長 | 寺 地 正 吉 君 |
| ・ 教 育 長 | 原 田 正 美 君 | ・ 総務課 | |
| ・ 財政課 | | 課 長 | 内 園 由 幸 君 |
| 課 長 | 山 下 友 治 君 | ・ 企画調整課 | |
| 課長補佐 | 萩 元 慎 治 君 | 課 長 | 山 元 正 彦 君 |
| 係 長 | 尻 無 濱 久 美 子 君 | ・ 市民環境課 | |
| ・ 生きがい対策課 | | 課 長 | 石 澤 正 志 君 |
| 課 長 | 早 瀬 則 浩 君 | ・ 都市建設課 | |
| ・ 健康増進課長 | | 課 長 | 西 園 善 信 君 |
| 課 長 | 児 玉 秀 則 君 | ・ 農政課 | |
| ・ 教育総務課 | | 課 長 | 谷 口 義 美 君 |
| 課 長 | 小 中 茂 信 君 | ・ 水産林務課 | |
| ・ 学校教育課 | | 課 長 | 山 平 俊 治 君 |
| 課 長 | 中 山 義 邦 君 | ・ 水道課 | |
| | | 課 長 | 中 野 正 市 君 |
- 7 会議に付した事件
- ・ 議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算
 - ・ 議案第19号 平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
 - ・ 議案第20号 平成28年度阿久根市簡易水道特別会計予算
 - ・ 議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
 - ・ 議案第22号 平成28年度阿久根市介護保険特別会計予算
 - ・ 議案第23号 平成28年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
 - ・ 議案第24号 平成28年度阿久根市水道事業会計予算
- 8 議事の経過概要
別紙のとおり

審査の経過概要

○議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

それでは昨日に引き続き、予算委員会を開会いたします。昨日、現地調査で白石純一委員からありました、議案第18号、阿久根市一般会計予算、64ページ、第3款4項児童福祉費、第13節委託料の放課後児童健全育成事業について、事務局から確認したところ、予算決定前で契約をしていないため、対応が難しいとの回答がありました。所管課から中の写真等資料を配布したい旨、申し出がありましたので、配布することについて委員長から許可をしました。よって、放課後児童クラブについては現地調査をしないことによろしいかお諮りいたします。

白石純一委員

物理的な問題で見れないというのはそれはいいんですけれども、予算決定前だから見れない、予算を決めるために視察をしたいということですので、かつ不動産は大体契約前で見れる、普通は見ますので、予算決定前だから見れないという理由はどうなのかなと思いますけど。

東係長

契約の相手方が民間企業ということでありますので、前日言われて翌日に対応が困難ということでありますので、そういう理由でご了解ください。

牟田学委員長

よろしいですか。

このことについては現地調査をしないことをご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、放課後児童クラブについては現地調査を行わないことに決しました。

次にこの後、財政課がまだ残っておりますが、現時点での現地調査、総括について先にわかっているものがありましたらお願いいたします。今あれば、準備がありますので。

山田勝委員

農政課が主催をします阿久根まるごとバーベキュー大会について、市長のイメージを聞きたい、市長に尋ねます。

2件目は水道課、簡易水道について。

3件目、教育委員会、スクールゾーンについて。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。竹原委員。

竹原信一委員

先ほど水産林務課からの資料はいただきましたが、保険について、保険についてこの10年間で3,800万ほど支払って、保険金が180万円ほど受け取っていると。資料、もらった資料。保険会社が森林総合研究所というところから、これは国に変わったのかどうか、そこら辺も詳しく確認させていただきたい。

[牟田学委員長「この資料とは別ですか」]

この資料のこと。

[牟田学委員長「森林保険ですね」]

そうそう森林保険の件をもう一回。

それから、みなみ保育園のなんです、

[牟田学委員長「何ページですか」]

[「ページ数、款項目で言った方がみんながわかりやすいよ」と発言する者あり]

たとえばですね、63ページの件では正規職員の給料、人件費が790万円ほど、嘱託が一人230万ほど。3倍以上もの開きがある状況について、そして広げてることについて市長の考え方を聞きたい。それから、これは先ほど出た、白石議員の件で出た学童保育の家賃がすごい高いと聞いております。そして移動する理由が耐震とか、そのバランスというのをどんなふうにとらえているのか。

牟田学委員長

いいですか、中面委員。

中面幸人委員

私は、款項目じゃないんですけど、予算委員会ですので予算の全体のことをお聞きしたいんですよ。わかりやすく言えば、それぞれ各地域からいろんな要望が出ている中で、優先度、優先度で処理されてきておりますよね。だから私たちも地域から代表された議員でありますね、ただ優先度、優先度で、何年も待つ地域もあると思うんですよ。その優先度についてどのような基準があるのか、やかましい課長であれば、またはやかましい地域の議員であれば予算をつけるのか、というのも考えられるし、どういう基準でですね、どういう基準で決めてるのかというのを私は聞きたいと思います。

牟田学委員長

これは都市建設課、市長に。

中面幸人委員

そうじゃなくて全体的に市長と財政課長にお聞きしたい。

牟田学委員長

財政課は今から始めますので。

中面幸人委員

きょうは財政課の予算のことで言えないんですよ。きのうもやかましく言われてたから。

牟田学委員長

全体的に予算のことにしましてはとりあえず財政課でちょっと聞いて、それから総括で。

中面幸人委員

きょうはそういうことを聞いていいんですかね。

牟田学委員長

全体であればですね。

財政課が終わってからもう一回諮りますので。

竹原恵美委員

一般会計のページ62ページの3款2項1目20節、子供医療費の助成です。そして一般会計ページ113ページ、卒業祝い商品券のことで、10款3項2目8節です。そして、特別会計でページ24ページの大川診療所の運営についてです。

牟田学委員長

わかりました。ほかに。現地調査についてはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではあらためて財政課の後、諮りますのでページ、款項目について調べておいてください。

(財政課入室)

それでは議案第18号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

山下財政課長

議案第18号のうち、財政課所管の事項について、御説明申し上げます。はじめに40ページをお開きください。歳出について、御説明いたします。

第2款総務費1項5目財政管理費の394万2千円は、財政運営等に関する事務費であり、前年度より242万8千円の増であります。13節委託料の財務諸表連結等支援業務費の増によるものであります。この業務は、本市の一般会計、特別会計、企業会計、その他関係団体等を連結して貸借対照表等の財務書類を作成するものであります。28年度は、これまで実施している財務書類作成業務に加え、平成29年度までに実施することとされている統一的な基準に基づく財務書類等の作成に係る支援業務を新たに委託しようとするものであります。7目財産管理費の6,322万4千円は、前年度より947万1千円の増となりましたが、新たに、旧国民宿舎施設の解体設計業務費等を計上したことによるものであります。このうち、7節賃金では、旧国民宿舎施設の維持管理、見回り等を行うため雇用する臨時職員賃金100万8千円を計上し、8節報償費では、旧国民宿舎施設の活用事業者を選定するため設置する選定委員会の外部委員の謝金9万2千円を計上しておりますが、市内の各種団体の代表者等を予定しております。

11節需用費では、公用車の修繕、燃料、部品等の購入、旧国民宿舎施設の電気代など、1,238万4千円、次の41ページにかけての12節役務費では、車検や自賠責保険等の経費546万2千円を、それぞれ計上しております。13節委託料は、前年度に比べ1,400万円余りの増となりましたが、新たに、旧国民宿舎施設に関し、自家用電気工作物保安管理業務費や浄化槽清掃業務費、電気配線調査業務費、地質業務調査費、現施設の解体設計業務費を計上したことによるものであり、このほか、マイクロバス等の運行管理業務や公共施設等総合管理計画策定等支援業務費などを計上しております。

14節使用料及び賃借料133万1千円の主なものは、公用車による出張時の高速道路利用料金であり、15節工事請負費は、旧国民宿舎施設の管理のための立入防止柵新設工事費であり、25節積立金では、説明欄記載の各基金の利子の積立てなど、1,027万3千円をそれぞれ計上しております。

次に、124ページになりますが、第12款公債費1項1目元金の9億4,041万5千円は市債の元金の償還額であり、前年度より9,213万5千円の減となっております。

2目利子の9,755万4千円のうち財政課所管分は、市債の償還金利子9,661万4千円であります。また、次の125ページの第14款予備費は、1,500万円を計上いたしております。以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。

18ページにお戻りください。

財政課所管に係る国からの各種交付金等については、国における税収見込みや地方財政計画の見通しを踏まえて計上いたしております。このことにより、第2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は、前年度より100万円減の3,400万円、2項1目自動車重量譲与税は、前年度より100万円増の8,600万円、第6款1項1目地方消費税交付金は、前年度より9千万円増の3億2千万円、次の19ページの、第7款1項1目自動車取得税交付金は、前年度と同額の900万円、第8款1項1目地方特例交付金は、前年度より50万円増の400万円を、それぞれ計上いたしております。

次に、第9款地方交付税につきましては、普通交付税は、前年度より4千万円減の33

億6千万円、特別交付税は、前年度と同額の5億2千万円、合わせて、前年度より4千万円減の38億8千万円を計上いたしております。

次に、29ページになりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入の1,593万7千円のうち、財政課所管分は、説明欄記載の教職員住宅分を除く土地の貸付料859万3千円であり、株式会社大林ソーラーパワーなどに貸し付けているものでありますが、旧国民宿舎の土地及び建物の貸付の終了により減額となりました。

2目利子及び配当金の1,413万4千円は、前年度より942万7千円の増であります。運用条件や運用実績を踏まえたものであり、このうち、財政課所管分は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、市民交流施設整備基金の基金利子や株式会社阿久根食肉流通センターなどの株式配当金が主なものであります。2項1目不動産売払収入の3,022万5千円のうち、財政課所管分は1万円であり、2目物品売払収入の1千円とともに、歳入を見込んで設定したものであります。次の30ページになりますが、第16款寄附金1項1目一般寄附金の4,000万1千円のうち、財政課所管分では、一般寄附金の歳入を見込んでおります。次に、第17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の4億8,123万2千円は、前年度より1億6,640万5千円の増であり、一般財源の不足分を繰り入れるものであります。4目市有施設整備基金繰入金の8,482万9千円は、前年度より2,720万1千円の減となりました。次に、第18款1項1目繰越金は、5千万円を計上いたしております。

次の31ページになりますが、第19款諸収入5項4目雑入の1億850万6千円のうち、財政課所管分は、33ページの説明欄の上から6行目の全国市有物件災害共済会解約返戻金1千円と、その9行下の県市町村振興協会市町村交付金330万円であります。

最後に、34ページになりますが、第20款市債1項1目総務債の旧国民宿舎施設解体事業債の850万円は、旧国民宿舎施設の解体工事設計業務の財源として借り入れようとするものであり、次の35ページの15目臨時財政対策債は、地方債計画を踏まえて、前年度より2千万円減の3億円を計上いたしております。

以上で、説明を終わりますが、質疑に対しましては、わたくし、課長補佐又は担当係長がお答えいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

40ページ、財務諸表連結等支援業務という真ん中辺にありますけれども、実際のところこれはどういうことを委託するんですか。手続きとか、中身を教えてください。

山下財政課長

お答えいたします。この業務につきましては、企業会計で用いられる発生主義、それから複式簿記の考え方を導入して、財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これは財務書類の作成を財務コンサルタントに委託をしているものでございます。この間委託をしておりますが、28年度におきましては、国から示されております統一的な基準による財務書類の作成業務についても同様に追加して委託しようとするものでございます。

竹原信一委員

すると、相手先が決まっていたら教えてください。

山下財政課長

鹿児島市内の地域科学研究所、財務コンサルタントに委託をしております。地域科学研究所でございます。

牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

41ページですね、2款1項7目の電気配線調査業務というのはどういった内容なんですか。

山下財政課長

旧国民宿舎施設につきましては、4月から休館が予定されております。現在の電気の受電を必要最小限とするために、施設の電気配線の調査や、キュービクルの改造等を行い、必要最小限度の電力を受電するために行うものでございます。

仮屋園一徳委員

じゃあ、解体はするんですけども、部分的には電気を使う部分が残るということで理解していいわけですか。

山下財政課長

解体着手までの間は、市で必要な管理をする必要がございますので、施設の事務室の一部、1階部分の事務室の一部、それから外の街灯、3つほど照明がございます。これらについて電気を給電する必要がございますので、そのためにこの業務を行うということでございます。

牟田学委員長

いいですか。ほかに、竹原委員。

竹原信一委員

30ページの18款、繰越金、この当初予算書の中で、歳入の段階で繰り越しの予定を組むというのは、これはどういう必要性からやっているわけですか。金額の設定理由も教えてください。

山下財政課長

歳入として、前年度の繰越金は見込まれるものでございます。当初においては、実際は数億円程度の繰越の実績がございますけれども、見込まれておりますので、これまでの同額の5千万円を計上したということでもあります。

牟田学委員長

いいですか。ほかに、竹原恵美委員。

竹原恵美委員

ページ41ページ、2項1項7目でした。の13節で、公共施設等総合管理計画策定等支援業務なんですけれども、解説のほうに別紙にはありますが、施設の長期的な視点で更新統廃合、寿命化という意味であり、阿久根市が所有する資産のバランス、今、陳情なども上がっていますが、新しい資産を所有するとか、その辺のバランスは内容に込められているのでしょうか。

山下財政課長

初めに、この業務の内容について少しご説明申し上げたいと思っております。この業務は平成27年度から実施して28年度にわたって、2か年にわたって行おうとするものですが、基本的には公共施設等の全体を把握して長期的な視点で管理を行うための計画でございます。公共施設等の現況や将来の見通し、将来的な維持管理や更新等の実施方針を含めた総合的で計画的な管理に関する基本方針を策定しようとするものでございます。今後予定されている施設整備につきましても、この計画の中に施設の状況等踏まえて、組み入れて将来的な管理方策を定めていくと、こういうことになるかと思っております。

竹原恵美委員

それでは、今まで委員会が、私たち委員会がグランビューのことについて、委員会が組織されて、今の方針を決定したと思っていたんですけども、その中においてこの支援はどのように生かされてこれからどのように生かされて、これからも今までも生かされていくのですか。

山下財政課長

お尋ねは、旧国民宿舎施設の取り扱いについて、この計画との関係はどうなっているのかという趣旨だと思いますが、公共施設等総合管理計画につきましては、平成27年度から業務を委託して計画策定を進めてきているところでございます。旧国民宿舎施設につきましては、それ以前に平成25年度は庁内において活用検討委員会を立ち上げて、活用方策について協議を行ってまいりました。その後、平成26年度は外部の方を入れた活用検討会議を設置して協議を行ってまいりました。施設の課題に鑑みて、早期に解決方策を考えていく必要がございましたので、公共施設等総合管理計画に先行する形で現在のような協議が進められてきているという状況でございます。

竹原恵美委員

私が全体で知りたいのが、方向を決めるときに、その委員会に対して阿久根市がこれから検討していく中の委員会に対して、どんな助言をして、たとえばこの国民宿舎においてはその支援が生かされたのか、生かされていくのか。これからもまだ資産を増やそうという考え方もある中で、この支援が、阿久根市が市有財産を過大に持たないように、または長期間もですけれども、課題に持たないセーブとしてもこの支援は生かされていくのか知りたいんです。

山下財政課長

先ほどお答え申し上げましたように、この計画策定に先行して、旧国民宿舎施設の取り扱いについては協議を行ってきております。したがって、この計画に基づいた旧国民宿舎施設の活用ということでは計画の方があとになりますので、計画の中に組み入れるということにはならないかと思っております。旧国民宿舎施設につきましては、施設が抱える課題を早期に解決するために、必要な協議検討を行ってきたと、その中においては活用検討会議等の中では市における財政状況の中で、どのような取り扱いが出来るかということとは当然お示しをして協議をいただいていたところでございます。

竹原恵美委員

今、今定例会に陳情書も大きな市有資産を持つかどうかという提案も入ってもおまして、これから検討していく中で、この外部の方からの提案が委員会なり、協議の場に取り入れられるという意味合いを持った支援業務なののでしょうか。生かされていくものなのでしょうか。内部だけで話をしてその中で行くのか、それともこの支援が議論の中に生かされる資料として生きてくるものなのでしょうか。

山下財政課長

内部、外部の部分が少し判然といたしかねますけれども、基本的には市で保有する資産、今後保有する資産、現在保有している資産について、どのような管理をしていくかということについての計画を定めようとするものでございますので、仮にこれからいろんな新しい施設を市が保有する場合にも、この計画がかぶってくるというふうに理解しております。

竹原恵美委員

まあ、事前事前にしか手を打てない、事前に手を打つというところにおいても、ここの支援を、ぜひ資料なり情報を有効に使えるようにしていただきたいと思います。もう一つ教えてください。国庫支出金、13ページに額があります、国庫支出金なんですけど、平成27年度は随分予算とすると確定、内定の額が変わってしまったという事実がありましたけど、今回は、これは今、これは今計画を今現時点で立てまして、以降減額になる見込み、そのような考えはあって、もう今既に、今計画、内定の前に出されているんですけど、これは減額が見込まれるともう予測して実行は移れる状態に今あるのでしょうか。例えば、予算の概要という書類には、1ページには国等の動向の把握と的確な対応など書いてありますけど、今年度、27年度はなかなか事業が難しいように見えましたが、28年度に対しては、この国庫支出金、この額が満額来ない可能性もある、この上で今実行にこの計画を出されているというふうに見えていいですか。

山下財政課長

予算の基本的なことになるかと思えますけれども、現在見込まれる歳入に応じて支出を考えている、それがこの予算だというふうにご理解いただきたいと思えます。国庫支出金についてはこの額を見込んでおり、この額に見合う形での歳出予算を計上しているというふうにご理解いただきたいと思えます。

竹原恵美委員

おっしゃるとおりなんですけど、やっぱり状況からすると年が明けてから実行するかとめるかというのをすぐに判断しなきゃならない、これが繰り返されそうに思いますので、そうすると長期的に見ると、負担のない計画をもともと立てるべきことになってきますので、ぜひその管理をお願いするところでした。

牟田学委員長

いいですか、はい、ほかに。

中面幸人委員

歳入になります、ページは19ページ、9款5項1目ですね、地方交付税でですね、前年度からすれば約4千万減になっておりますけれども、これはあくまでも交付見込み額ということでございますけれどもですね、この減になる要因というのがありますか。

山下財政課長

地方交付税について、減額と見込んでいる理由はこういったものかという趣旨だと思います。地方交付税につきましては、地方財政計画や総務省からの通知をもとに、推計を行ったものでございます。地方財政計画におきましては、税収の増加が見込まれ、地方交付税の額は前年比マイナス0.3%、それから臨時財政対策債につきましては、マイナス16.3%となっております。交付税額の減少が見込まれたところでございます。このことに加えて、本市においては、過去に発行いたしました地方債の元利償還金の基準財政需要額算入分である公債費、事業費補正が減少することから、基準財政需要額の減少が見込まれたところでございます。このことによって、今年度は地方交付税の減額を見込んだというところでございます。

牟田学委員長

いいですか、はい、ほかにありませんか。

渡辺久治委員

臨時財政対策債、阿久根市当初予算の5ページに載っているんですけども、地方交付税のところですね、これはこういったものか、私は知らんもんですから教えてもらえますか。

山下財政課長

臨時財政対策債につきましては、国がそれぞれの団体の地方交付税を交付いたします。ただ、国が地方交付税を交付する財源に不足する場合、それぞれの地方公共団体にこのような地方債を発行させて、国が地方交付税の交付に不足する分を補てんするという形で借入れをさせることとなります。そして、この臨時財政対策債については、後年度元利償還金のすべてが、基準財政、その団体が必要な需要額に算入されるという仕組みになっております。

渡辺久治委員

ちょっと、私はなかなかわからんんですけど、この13ページにですね、歳入の円グラフがあるんですけど、

牟田学委員長

渡辺委員、その資料は。

渡辺久治委員

当初予算の概要の13ページです。この来年度の臨時財政対策債は3億円計上されておりますけれども、これはこれには反映しないわけですね。

牟田学委員長

渡辺委員、もう一回お願いします。13ページですね。

渡辺久治委員

13ページです。13ページの歳入の円グラフが、28年度のあるんですけど、地方交付税は38億8千万、臨時財政対策債は3億円となっておりますけど、これは円グラフには反映されないわけですね、その辺の理由も教えてください。

山下財政課長

委員が今お示しの資料、歳入の円グラフのところだと思います。臨時財政対策債についてはあくまでの地方債ですので、この円グラフの中の市債、この部分に含まれております。

牟田学委員長

はい、ほかに。

竹原信一委員

一般的なことについてなんですけど、財政課というのがほぼ全体の課の要求に対して査定をする担当の課であるという認識からしておりますけれども、その査定の判断についてですね、どのようなものを基準にしているかについてちょっと疑問を持っております。例えば、都市建設課など、市営住宅をぼろぼろになって、早くすれば済む、あとあと金かけずに済むのに、いつまでもそれをやっとく。よく聞くと、予算がないからだ。予算請求すればいいじゃないかと言っても、言う、全体の予算がありますので、今回は修繕など、道路工事だったかなあれば、1億ほど要求したけど8千万に切られたという話しを課長がしております。そのカットするときの必要性について、何を見て財政課は判断してそういうことをするのかを教えてください。

山下財政課長

お答えいたします。ただいま道路維持費の市道の維持修繕を一つの例にあげてのお尋ねでございましたので、このことについて、それから予算査定の基本的なことにつきましてお話しを申し上げたいと思っております。今、委員が申された市道の維持修繕、それから住宅の改修等については、市民の皆様の要望の多い事業だというふうに認識をしております。可能な限り、そういったご要望にお応えしていくことが望ましいと基本的には考えております。しかしながら、限られた財源の中での対応でございます。おのずと限界があることはご理解いただけるものと思っております。特にこういった事業につきましては、市の一般財源をもって実施する事業でございます。このことから、限られた財源であることを十分意識しながら予算を編成したところでございます。28年度の予算の査定に関する基本的なことでは、各課から要求のあった総額は、要求総額は109億円でございました。このうち、一般財源の所要額は75億5千万円ほどでございました。一方、私どもが見込んでおりました一般財源の歳入は、約65億2,800万円と見込まれておりました。当初時点で、一般財源では約10億2,200万円の財源不足が生じていたところでございます。このことから査定において、一般財源の所要額を約71億2千万円として査定を行いました。約4億4,800万円、6%ほど縮減をいたしております。このことによって、一般財源の不足額が約5億7,400万円まで圧縮をされた。この分については基金繰り入れを行って、財源の手当てをしたということでございます。事業についての優先度が低いとか、緊急性が少ないとか、必要性がないとかいうことではございませんが、歳入財源がこのような状況でございますので、一般財源においてはすべての予算について必要な圧縮を行ったということでございます。道路維持費につきましては、1億円余りの要求がございました。これについては私どもでは、要望の多い事業であるということをも十分考慮しながら、前年度と同様の額を設定してというのが結果でございます。一定の事業費は確保しながら、全体的な予算編成の中で可能な事業費を措置したと、こういうことでございます。

竹原信一委員

それでは内容については検討なしに、全体としてカットしたというふうな考え方でよろしいでしょうか。

山下財政課長

個別の事業内容につきましては、財政課で事業ごとに査定を入れるものもございます。全体的な予算、事業によっては全体的な予算配分の中で、それぞれの担当課において、その範囲の中での優先度、必要性を考慮して執行いただく、そういう観点から査定したのもございます。

竹原信一委員

それで問題なんですよ、どうしても。各課に振ってしまうという発想、肝心なところを。実際には、課を超えてお金の動きを決めるのが財政課の仕事ですよ。であれば、去年は1億要って、ことしはほとんど要らないという課があっても当たり前なんだけど、基本が例年、前年度という考え方というのは、お金を有効に使うという意味ではですね、よく考えてやっているようには見えないんですよ。実際に重要なことというのは細部にあるわけですね。はっきり言いますと。例えば市営住宅に住んでいる人たち、もう見ていきなり、これ人権侵害状況だろうがというような状況が、結構行われてきているわけですよ。そういったことを見るときに、その一方ではですよ、そうでもないスポーツ振興というかな、そういったことに去年も使ったからことしも同じぐらい使おうって。基本的なくらしの、一番大事なところに重点するという、重点的に見るというのはですね、その視点というのは全体的じゃなくて、細部を皆さんが、査定する側がですよ、財政課が現物を見てしなければいけないことなんですよ。そういう現場を見たりする作業というのは財政課ではやったことがあるんですか。

山下財政課長

個々の予算を査定する担当職員は、必要に応じて担当課とともに現場に出向き、状況を確認しているところでございます。

竹原信一委員

じゃあ、市営住宅を見にいったことがありますか、その意味で。

山下財政課長

住宅についても現場に足を運んでおります。

竹原信一委員

例えばですね、私が見た範囲ではサッシがぼろぼろになって、日常的に猫がそこから出入りするような市営住宅に住んでおられる方もいらっしゃいました。そういったことが、そのままずっと長い間行われてきておるわけですよ。私が言わなければ、そういう家があと2軒ほどありますね、3軒。まだ不十分なところだらけですよ。それがわかっていて、その配分について、変更というかな、全体的な同じことをやってるというのはですね、いかにも財政課の実際の市民に対する誠意というか、やるべきことをやってないように見えます。そこの方は、その点についてはどうも今の皆さんの姿勢というのには疑問を持つんですよ。自分たちに実際に市民の、何ていうかな、都市建設課の人たちは金がないからできないんだ。金を決めてるのは、査定してるのは財政課だ。財政課は今現場を見てるとおっしゃった。しかし、見たはずのところが、人権侵害程度の市営住宅の状況がある。本当に見て、あのままでよかったと、見てきたのかというふうに思いますけど、見られてました。そういう私が言ったような住宅を見たことがありますか。

山下財政課長

予算査定の中において、担当課とともに、これは住宅だけではございませんが、いろんな施設状況については、財政課の査定担当職員が現地に足を運んでいると、こういうことでございます。

竹原信一委員

私がいま言ったような住宅を見たことがありますかという話しです。

山下財政課長

お尋ねの住宅がどういった住宅であるのかは、ちょっとわかりませんので、どの住宅の

ことであるのか確認をいたしておりません。

竹原信一委員

そういった住宅ですよ。もう見るに堪えないような環境にある、ね、窓もサッシが腐って、枠が腐ってしまって、猫がそこから日常的に出入りするようなひどい状態、人間が住めるような状態になっている市営住宅を見たことがありますかという話しですから。いかがでしょう。

牟田学委員長

竹原委員、どこの住宅か言えますか。その方が早いですよ。

竹原信一委員

あそこは何ていったかな、名前忘れた、猿之出住宅、ほかにも梶住宅、ほかにもあるな。

山下財政課長

今回予算の中で、解体に関する費用も計上してございます。その関係で、ご指摘の猿之出住宅でしょうか、こちらについては担当職員が確認しております。

竹原信一委員

今まで確認されてこなかったということなのか。今回は確認しております。今回の分はある程度修繕した、じゃあ今回見られてですよ、今のおんぼろ状態を見られて、そのままがいいというふうな見方をされたんでしょうかね。

山下財政課長

冒頭、委員のご質問にはお答えいたしましたとおりに、市道等の維持修繕、それから住宅等の改修についても、可能な限りご要望におこたえして、整備していくことが必要だという認識は私どもも持っております。ただ限られた予算の中で、ある年にはこの予算は100%ついた、ある年にはゼロだった、継続的な事業を行っていく上で、非常に多くの分野において支障がないように予算を配置していくというのが、基本的な考え方だと思います。どの項目が必要であって、どの項目がそうではないというご判断は、それぞれあるかと思いますが、私どもはすべての市政の分野において、限られた財源をもって手当てをしていくということが基本的な私どもの努めだと思っております。

竹原信一委員

要望ではなくて、基本的な公営住宅法に違反しないというのは、状況ではあるというのは、が必要だというのはおわかりだと思いますけど、法律違反の状況というのは、直ちに直さなければいけない。そういう視点のことを言ってるんですよね、基本の義務なんですよ、義務。阿久根市の義務として認識できないのかということなんですよ、公営住宅法を守るということが。

山下財政課長

今お話しのありました公営住宅法違反だという部分については、どういった部分で公営住宅法に反するか、私にもわかにはわかりかねますので、そのことについては担当課と協議をしていきたいと思っております。

牟田学委員長

はい、ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退出)

竹原委員のきのうの資料請求で、商工観光課、中小企業振興資金預託金、4千万円は配布してありますので見てください。それから山田委員の総括質疑中、簡易水道については、大淵川、松ヶ根の共同水道を簡易水道に引き取れないのかという趣旨であるのかという確認であります。これでよろしいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

それと、総括質疑中、スクールゾーンに関しては、10款、教育費に関連して、児童の

安全対策についてということによろしいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

はい、よろしいですね。わかりました。それでは現地調査については、先ほどなしとの意見でありましたが、実施しないことをご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、現地調査はしないことに決しました。それでは各課の質疑及び現地調査が終了しましたので、ここで総括して各委員の意見を伺いますが、ほかに総括質疑をされる委員の方はいらっしゃいませんか。

竹原信一委員

今財政課は終わりましたけれども、財政の判断について市長の考え方をお伺いしたい。

牟田学委員長

はい、いいですか。総括に入りますので、ちょっと執行部の時間がありますので、11時半から開会したいと思います。これで暫時休憩します。

(休憩 10:54～11:04)

牟田学委員長

休憩前に引き続き会を開きます。ここでいったん予算委員会を中止し、予算委員会は午後1時から開会いたします。

(休憩 11:05～13:00)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは、各課等の質疑が終了しましたので、これより市長等に対して、総括して質疑に入りたいと思います。

(市長等出席)

それでは、市長を始め、執行部に出席いただきました。

議案第18号から議案第24号までの7件を一括議題とし、総括して質疑を行います。

初めに、山田委員の質疑を許します。山田委員からの質疑項目は、一般会計 76ページ、6款1項4目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金、北薩のめぐみ魅力アップ支援事業について、109ページ、10款2項、小学校費、に関連して、折多小学校の児童の安全対策について、簡易水道特別会計について、共同水道を簡易水道に引き取れないか、以上の3点について、順次質疑をお願いします。

山田勝委員

それでは、まず、第1点目ですね、76ページ、6款1項4目、農業振興費の19節、負担金補助及び交付金、北薩のめぐみ魅力アップ支援事業について、この件については、総括質疑、一般会計、そしてまた予算委員会の中でもですね、十分、一生懸命質疑をして参りました。なぜこういうふうに言うかと言いますとね、これは阿久根の創生の非常に大きな私は課題だと思っております。そういう中で、市長の取り組む姿勢をね、伺いたいんですよ。市長がどのようなイメージを持って取り組んでいるのか、というのをまず伺いたいと思います。

西平市長

山田議員の質問にお答えいたします。このバーベキュー大会についてのイメージということでお尋ねでございました。議員からもありました通り、先日の総括質疑、一般質問の中でも申し上げて参りましたが、この事業につきましても、平成28年度、地方創生総合戦略の具体的な施策といたしまして、阿久根市における地方創生元年を印象付ける一大イベントとして、取り組んでいくつもりでございます。新規事業ということもあつ

て、実際の集客については、より多くの方々のご参加、そしてまたボランティアの活用を含めて、各種関係団体との協力を得ながら、市をあげて全体的に取り組んでいくということを考えております。また、こういったことにつきましても、今後、御理解、ご協力を得られるように、やってよかったと、そしてまたやりたくなるように、今後も継続いただけるようなそういう事業にしていくように、先頭に立って進めて参りたいとこのように考えております。

山田勝委員

総括質疑でもですね、一般質問でも何遍でも話をしていますので、市長の熱意は伝わってきます。また私は何でこういうふうにだめ押しをするかと言いますとね、たとえば、この日に何人集まるかわかりません。しかしながら、たとえば阿久根も炭の産地じゃないですかと、炭は阿久根の人にちゃんと焼いてもらって、まだ十分時間もあります。ですから焼いてもらってそして炭も阿久根のを使って、帰りに阿久根の炭をね、買って行ってもらえるようなそういう仕組みをつくってくださいという話もしました。ところが、どこもですね、農政課の考え方、それから水産林務課の対応を聞いた時にですね、一体感を感じないもんですからね、ですから市長がやはり陣頭指揮をしてですね、これは市長が全部を取り仕切るという気持ちでやらないと、全市一緒になってやろうという気にならないねという気持ちでこういう質問をするわけでありまして。いかがですか。

西平市長

まだ、今このことにつきましては、この議会におきまして、予算の審議をいただいている状況でございます。今後においてはですね、まだまだ確かにおっしゃるとおり、一体感というのは足りないものであらうと感じます。そういった中において、確実に成功させるということについては、必ずこの中身を1つにまとめてですね、もちろん行政はもちろんですけども、今回ご協力いただこうと思っている団体の方々とも、一体感を持った取り組みを進めていく必要があらうと考えております。議員のご指摘は、そこで私が果たす役割ということでありますので、これについては庁内においてしっかりと横の連携を図るようには、お互いの意思疎通をしっかりとしながら、また民間の方々にもそういった考えのもとにさまざまな意見を出していただいてより充実した事業になるように努めていきたいと考えております。

山田勝委員

今までですね、市長、いろんな話をしましたよ、ボランティアもちゃんと皆さん方にね、募集してください。皆さん、市民の皆はね、参加したい、阿久根の創生を一緒に図りたいという気持ちいっぱいなんですよ。これは絶対大事なことですよ。それから炭についてもですけどね、農産物についても、私が言うのはまだ時間がありますよ、今から野菜をつくってもですね、いろんなものを準備してもまだ時間がありますよ、3か月、4か月あるんですよ、十分ですよ、だから、庁舎をあげて、市長が先頭に立って関係機関に協力を要請することですね、一体感を持ってやることで、大成功しますよというお願いをですね、もちろん私たちも一生懸命しますよ、そういうことで、やってほしいということですね、うるさいというくらい言うんです。ぜひ市長が先頭に立って陣頭指揮をしてですね、やってください。それでわかったということでこれは終わります。

それからですね、109ページ、10款2項、小学校費に関連して、折多小学校の児童の安全対策について、実はきのうもですね、予算委員会で教育委員会にお願いしました。聞いてみました。ところがね、交通安全対策わざわざインターネットにですね、プログラム、交通安全に必要なプログラムの、そしてからですね、交通安全の通学路安全推進協議会規約というようなものを掲載していながらですね、果たしてなら、通園、通学児童のスクールゾーン委員会でやることをしていますかという話をしたら、理解をしていない、教育委員会がやらないかんことを理解していない、こういう厳しいことをね、言わないかんのかと残念ですよ、だから、議員と語る会でですね、去年この問題が出てきました。ことし

もまた出てきました。なんでかつたら、私はけさ議長にですね、議員と語る会が出た問題について教育委員会にちゃんと申し入れしているのかと言ったら、申し入れしております。逆に、無視しているという気持ちになるんですよ。議会から言っても、言ってもぬかにくぎ、そいで、きのう私が聞いた、本日は出席されていませんけど、通学路安全推進会議の設置についてとかですね、この設置については、それについてはどういう方々が参加せにゃいかんのか、いうこともね、自分たちで書いて規約をつくっていながら、認識もしていない。これ、どんなに言ってもね教育長、どんなに言っても一歩も進まない、子供たちの安全も守れない、ちった魂を入れてくれないかんとって言うんですよ、いかがですか。

原田教育長

今ご指摘、委員からご指摘いただいた阿久根市通学路安全推進協議会というのが、昨年の4月1日に施行されております。そういったことからしてですね、やはりなぜこういうのが設けられたかという、委員がご指摘になっているまさにそのことだろうと思うんですが、やはり通学路の安全な確保のために、いろいろな問題を、あるいは課題を受け継いだら、即刻それについては、対応しなきゃならんというふうなことだろうと私は受け止めております。残念ながら、昨年の4月当初は私不在でございましたので、そのことについて詳しく知ることはできませんでしたが、ただ今こうして見てみますとですね、間違いなくそういうことを急がなきゃいかんと、安全確保のために急がにゃいかんというふうに捉えております。ただ1つだけ申し上げたいのは、学校からですね、すぐ情報がこういうふうに入ってれば対応がまだしやすいわけでありまして、学校の評議委員会というのがありますが、その評議委員会の中で実は話が出たということでございます。しかしながら先ほど来ちょっと出ておりますけども、その道路はですね、学校の通学路として指定されていなかったということ等もあって、学校は通学路関係での改善要求をしなかったというふうなことをつい最近聞きましたので、それだけを申し伝え、そういった意味で連携がうまくいかなかったということは大きな問題だというふうに考えております。ただ、問題がもし出てきたら、ご指摘のように都市計画、あるいは生きがい対策等関連の施設が近くにありますので、そういうところと十分関連を取りながら急ぎ対処しなきゃならんというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

教育長、失礼だけど、あんたも認識していない。何でかつたら、阿久根通学路交通安全プログラムというのはね、平成26年3月につくられているんですよ。この中にちゃんと書いてあります。通学路安全推進会議の設置をしますよと、これがあったから、設置をされたわけですよ、これは去年の3月に、委員会ができたわけですよ。でも、実際はですね、その前からですね、スクールゾーン委員会というのはちゃんとせないかんようになって、たとえば脇本小学校でもスクールゾーン委員会ですね、各1年に1遍ずつやって、交通規制をすとかですね、道路の補正をすとか、した経緯もあるんですよ。また阿久根小学校を見てみなさい、阿久根小学校を。阿久根小学校は学校から校舎のあるところからですね、鉄橋を渡って、運動場に行きます。ここについてはね、交通規制をしておりますよ、何時から何時までは進入禁止、そしてあとはですね徐行とかですね、だからできないのじゃなくてですね、認識がなかっただけのことですよ。私が言うのは、2年も続けてですよ、議員と語る会でPTAから私たちに、失礼ですが苦情ですよ、苦情がありました。何とかしてください。だから議会としてはですね、折多少学校からこういう苦情がありましたよというのをちゃんと申し込んでいるはず。申し入れているはずですよ、あなたが今小学校から上がってこなかったって言うけど、本当はねその時点で調査をせないかんですよ、こう議会からあったと、ということは議会から何か言ってきたも無視しているということじゃないですか。いや、もうですね、この話は私がどんなに言ってもね、あなたは事態を把握をしていない、だから今後についてはですね、早急に把握してですね、

対応してくださいよ。対応を。だから、まずね、僕が言いますのは、通学路安全推進会議、スクールゾーン委員会ちゅうのは私たちも以前に何遍もしましたけどね、その中には、もちろん学校が主催しますよ、PTAとか学校がしますけれども、教育委員会、そして警察署、その付近を国道が通る時には国道事務所、県道が通る時には県の機関、そして阿久根の建設課ですね、都市建設課、それぞれ参加してですね、そして、警察が参加しないことには交通規制ができないから、警察も参加していただいてですね、することになっていることをやらない。ということは認識がなかったちゅうことですよ。

原田教育長

今ご指摘があったことについてはですね、若干誤解があるかもしれませんが、私自身については、これについては初めてというか、現場はもちろんこれまでも何度も行ったこともあります。そういったことから指定されている、指定されていないということについては、存じませんでした。ただ、これについて都市建設課と対応をお願いしたということは間違いございません。それについてはご理解いただきたいと思います。

山田勝委員

もう何遍も教育長言うけどね、都市建設課と学校協議したところで始まらないんです。警察も入ってしないと交通規制できないでしょ。交通安全協会でない、だから私の認識するところですね、警察の方も来ていただいて、一緒にチェックしたことがありますよ、三笠中学校が、脇本小学校で私は、ちゃんと決まりをつくりました。だからできないことはないんです。私がこんなに言ってもですね、建設課と話をしましたということですよ。ちゃんとルールにもとづいて、検討さえすれば簡単にできることなんですよ。あなた方がつくったルールです。どうされますか、今後の取り組み姿勢について、だから検討するか真摯に受け止めますとかいう話は、話にならないですよ、やらないと。

原田教育長

学校との話し合いの中ではですね、これまでも聞いておりますし、このことについては、確定しているんですが、通学路のいわゆる指定、これをもう一回確認するというのも1つ。それからあそこは体育館と教室が校舎が離れておりますので、その間に道路が入っておりますので、これについては教室との移動についてですね、教職員がきちっとやっぱり安全管理を徹底させないかんとということがまず第1、大きなポイントだと思っています。3つ目には、関係部署にですね、やっぱり徹底してお願いをして、どうにかできないかということについて、やはり子供の安全というのは、市をあげてやるというのがこの協議会の趣旨だろうと私は思っておりますので、これにつけて全関係者で話し合いをして、急ぎ対応したいというふうに考えております。特に市長部局の総務課、都市建設課、関係しますので、相談したいと思っております。

山田勝委員

もうね、もうどんなに言ってもね、言い訳なんですよ、いつも言うでしょ、言い訳はいらないって、阿久根小学校がですね、阿久根小学校が運動場との通路のところにちゃんと規制しているんですよって、あそこは体育の時間はですね、皆あそこをって行くんですよ、だからちゃんと徐行してくださいとか、注意してくださいとか、規制掛かっているんですよ。そこはちゃんとしておきながらですよ、先生方が注意して、すればいいですよなんていう理屈は通りませんよ。先生方と一緒に行かないこともあるんだから、子供たちは。だからそんなね、もう言い訳はいらないですよ。もうちゃんとですね、ルールに基づいて、あるいは子供たちが安心、安全して通れるような、そういうことで対応してくださいよ。そうしさえすればいいんですよ、市長の見解を伺います。市長はどう思われますか。

西平市長

この折多少学校横の通学路の件でのお尋ねでございます。今聞いておる話で私もちよっとお答えさせていただきますけれども、先月の26日に学校関係者の評価委員会におきまして速度制限等を検討してほしいということで聞いたということでございます。学校と

は別になくて、2月23日に都市建設課のほうが中心となって、通学路点検を行い、これには国道事務所、警察の方々もご参加いただいて、そしてまた今月28日にこの点検結果をいただいで協議が行われるということになっているようでございます。そういった中であそここの場所については、やはり子供の安全を第1に考えるということが一義でございましょうから、たとえば30キロ以下の速度制限を設けるとか、そういったことについては積極的に話をしていけないといけないなどは思っています。これについてはですね、私個人的に2月28日だったと思いますが、私的な用事で折多少のPTA会長と会う機会がありまして、この話についても聞いていたところでございます。そういったことから、今後きちっとですね、子供たちの安全を配慮するというのもやはりPTA会長も望んでいらっしゃるし、そういう意見であったということでもありますので、何らかの形でしっかりとした対応ができるように、お示ししたいと考えております。

山田勝委員

市長もですね、ぜひですね、きちっとできるようにしてくださいよ。そしてことしの議会との語る会の時にはですね、もうそんな問題が出てこないように、そういうことでお願いしますよ。教育委員会もね、これでこの件については取り組むことで、解決することで終わります。それからもう1点は、簡易水道特別会計の中でのきょう論議をしました。水道課の職員の仕事の一環としての話を私はさせていただきました。それはきょねんから共同水道、それぞれの事業でやった共同水道はですね、阿久根に幾多もあるんですが、それをほとんど簡易水道に取り組むということで、最後に残っている脇本の大渕川と松ヶ根についてはですね、簡易水道に取り組むということで、市長との話し合いは、市長、私も期待をした、終わりましたよ、それで、市長がやるということでした。その後、いろいろ水道課にも話をしておりました。ところが、先日ですね、ある区長とお会いをしましたら、いや、おはんそげん言いやいどんからん、こげんこうこうこういう条件を整えなしてくれんと言わったいど、とこういう話を聞いてですね、きのう質疑の中で、水道課長がですね、水道課と市民環境課とですね、一緒に共同水道のところに行って話をしましたと、条件をちゃんと整えてください、そしたら引き受けますよと、ちゃんとおはんたちがすることすれば引き受けますよという話でした。ということでしたから、だから私が言うのはですね、たとえばあそこの方々にですね、全部設置して書類をつくったってでけんたって、自分たちでですね、ちゃんと条件を整えてやんなさいよと、そうしないといつまでたってもできないんですよという話をばですね、私はしたいんですよ。何も無理難題を申し入れているわけじゃないんですよ、やらないかとわかっってもできない、全く書類もつくったこともない、あるいはどういうふうにしたら補助を貰えるかわからないですよ、だから条件を厳しい分についてはですね、行政がやれる部分、あるいは地元がやれる部分とあると思います。そういうのをね、ちゃんと交通整理をしてやって、そいで市が引き受けてくれるような段取りを積極的には取り組まん限り、簡易水道に取り組むことはできませんよという、市長これはね、市長にお願いしたくて、市長がそういう方向できちっと担当課に指示していただくことで私はこうしてお願いをしているところです、いかがですか。

西平市長

共同水道の水道課への移管ということでのお尋ねでございますが、御案内のように脇本地区におきましては、大渕川と、松ヶ根、この2地区の簡易水道があるということで、こちらのほうを共同水道を簡易水道のほうに統合していくという計画を持っているところであります。議員がお話のようにですね、若干これを統合するには条件整備というものが出てきます。その中で今一番危惧しているところは、水道施設があるところの土地、こちらについてを所有権の移転に関わるところが、一番大きなネックになっているんじゃないかと思っております。これについてはやはり地元の方々のご理解、ご協力というものが重要になってきますので、そこについてはお互いに進めていく必要があるかと思っております。その他、メーターの設置、ポンプの更新こういったものがありますけれども、これに

ついても、水道課のほうでもですね、いろんな知恵を出しながら、極力皆さん方の負担が軽減されるような方法も考えてですね、今後進めていかないといけないと思っております。あと、事務に関わることでありますけれども、もちろん住民の方々がそういう専門的な知識を持ち合わせていないというのは十分理解しておりますし、そこでこちらからお助けできる場所があれば、当然ながらそういった取り組みというのはしていくことが必要であると私自身も考えておりますし、そういう指導をして参るところであります。以上です。

山田勝委員

そういう方向でね、進んでくれると思いますけどね、皆さん、課長はたくさんここに御出席ですけどね、いろんな人がいるんですよ。自分の仕事だけする人と、24時間公務員ですよ、24時間のうちでですね、どうしても住民の立場になって、住民ができない部分については手をまわしてやってくれて、1つの物をつくっていく人、住民がせなせんどという人、いろいろおりますよ。でも、24時間公務員の中でですね、業務としてする分と、プラスアルファをしてやってちゃんとレールに乗せてくれる人というんですよ、職員というのは、よくわかっていますよ。だからそういうふうに、やっていかないと仕事が進まないですよと私は言いたいためにですね、こうして厳しいことを言うんです。そういうことでですね市長、1日も早く簡易水道に取り入れてですね、安心、安全な水を安心して住民が飲めるように1日も早く実現してください。これで終わります。

牟田学委員長

よろしいですか。

[山田勝委員「はい」と発言あり]

以上で山田委員の質疑を終了します。次に、竹原信一委員の質疑を許可します。一般会計、62ページ、3款2項3目、保育所費、1節、報酬及び2節、給料、正規職員と嘱託職員等の格差について、64ページ、3款2項4目、児童館費、14節、使用料及び賃借料、放課後児童クラブの家賃について、85ページ、6款2項3目、市有林造成費、12節、役務費、保険料について、一般会計に関する財政措置に対する市長の考え方について、以上4件について順次質疑をお願いします。

竹原信一委員

まず、森林保険のほうから入らせていただきます。

牟田学委員長

順番をお願いします。62ページ、3款2項3目。

竹原信一委員

では、62ページ、3ページにかけての話なんですけれども、嘱託職員人件費が平均、1人当たり、約234万。で、正規職員が792万。三倍ほども、三倍以上差があるわけですね。こういった状況について、市長はどのように見ているんですか。

西平市長

みなみ保育園の職員の方々、嘱託職員、嘱託保育士の方々の給料というところと、市役所職員との違いということでありますけれども、この月額報酬というところを決めて、嘱託職員の方々にはお願いをしているということがございます。現在、いろんなほかの嘱託職員等の中から保育士の方々につきましては、17万1,200円という額を基本といたしまして支給をしているというところがございます。また、職員については、これまでの職員給与のあり方を踏まえて、現在、給料の支払いをしているというところがございますので、これについてはこういう差が出てくるというところでの理解をしているところがございます。

竹原信一委員

今、最後のほう、なんて言いました。何が（聴取不能）しているということですか。

西平市長

こういう差が出てきているものと理解しているところがございます。

竹原信一委員

この差の責任は誰にあるんですか。これで理不尽ではないという、私などはこれを見て余りにも理不尽じゃないか。そして、民間委託すればこれほどの、おおむね嘱託職員レベルの人たちが、全員でできるようなことなんですよね。正規職員を入れたことによって大きく経費がかかっている事実がございます。これは、市民の税金を預かる者にとっても、者としても、また、公平さ、公正さという観点からも問題があると思いますが、いかがでしょうか。

西平市長

このみなみ保育園の民間委託に対する考え方の御指摘でありますけども、これについては子ども子育て会議におきまして、平成27年度から5年間、公立として運営しようということで方針が出されております。いろんな考え方が確かにあろうと思います。民間委託するということ、また公立として残すこと。そういったことについて関係する方々、ちょっと記憶が定かじゃないですけども、区長さんであったり、父兄の方々であったり、市内の園長さん、経営者の方々、そしてまた行政も入っていろいろと議論をしてきたところでもあります。その中で出された御意見といたしましては、やはり南部地区に公立保育園として残してほしいというような意見を占めたのが大きな理由でありました。その理由といたしまして、これから先子供が減っていく可能性があるというところにあっては、各保育園・幼稚園、個々が持っている枠というものが今後変動していく可能性がある。そういった中でも公立保育園の果たす役割というのは十分考えられるだろうし、そういったもつで公立保育園として残すべきだという議論があったように、確か覚えております。以上です。

竹原信一委員

議論があったのを記憶しております。あなたですよ、あなたの意見。私が聞いているのはあなたの考え方を聞いているのであって、今の話の中には、あなたの考え方は一つも入ってません。私が聞いたのは、市長としての市民に対する責任、税金を預かる者としての責任、そして、理不尽と思えるような、この格差に対する責任、そのことを言ってるんです。あなたの責任感を問うております。

西平市長

私としても、このみなみ保育園は当然残すべきということで考えております。民間の方々、特に保護者の方々とお話をする機会がたくさんありました。そういった中で寄せられた意見はそういうことでありまして、当然ながら、そういうふうにしていくべきが私の考えだというふうに思っ、これまで行動してきたところでもあります。また、民間の格差というお話で御指摘がございました。確かにこういう雇用体系で、現在嘱託職員、非常勤職員、いろんな方々いらっしゃいますけども、そこについてはこれまでの職員の適正化、こういった流れに沿ってやってきたところでもありますので、ある程度は仕方がないところがあるのかなど。ただ、なかなか大変な職場であるということは、私も十分理解をしております。先日、市長と語る会というものを保育士の方々を実施いたしまして、いろんなお話を伺いましたので、改善できるところはきちっと改善していきたいと思っ、それにあつては、他市の状況等も踏まえながら今後考えていきたいと思っ、以上です。

竹原信一委員

仕方がないと思っ、格差については。そして、コストがここにかかり過ぎていると事実に対して、あなたはそういった思っ、何のことでしょう。これを効率的にです、市民の税金を使うようにするのがあなたの責任じゃないですか。あなた自身の考え方を聞いとるんですよ。

西平市長

コストがかかるということをお委員がおっしゃいますけども、確かにコストはかかるもの

だというふうに私も考えております。ただ、民間ではなくて公立保育園として残す意義というものがきちんとありますので、そういったことを踏まえて、やはりこういったものは必要であるという認識で私はおります。

竹原信一委員

公立保育園として残す意義がきちんとある、どこにあるんですか。全然きちんとなつてませんよ、あなたの説明にはなつてません。

西平市長

私はあると思つてるので、それについてはお互いの意見の相違じゃないでしょうか。

竹原信一委員

今、なんて言いました、一番最後のところ。

西平市長

私は公立として残す意義があると考えておりますので、それについては意見の相違ではございませんかというふうに申し上げました。

竹原信一委員

あのね、公の話をしてるんですから、論理的に言わないといけないんですよ。あなたの気分で思つてるんだなんて、じゃだめなんです。論理的に話をしてください。

西平市長

もちろん、個人的な考えで民間移設するだの、公立で残すだのということを考えたことはございません。これまでの検討委員会の中身も踏まえて、いろんな方々の御意見を伺う中でこの保育園を公立として残すという経過を経ての決断でありますので、それについては私としてはそのように理解しているところであります。

竹原信一委員

経過の説明しかしてませんね。

牟田学委員長

竹原委員、もうちょっと簡潔にお願いします。

竹原信一委員

中身がないんだから仕方がないでしょうけど、仕方がない、そして意見の相違ですから、論理的に話ができないようじゃですね、あなたほんと務まってるんですよ。じゃあ、次行きましょう。2番目、放課後児童、児童館費、放課後児童クラブの家賃、これ27万円ほどというふうに聞いております。非常に高いものに、今の使っているところと差は幾らくらいになるんでしょうか。

西平市長

現在の第2学童クラブにつきましては、水産振興センターで、市の施設でございますので、施設の賃料としてはゼロでございます。

竹原信一委員

では、ほかにも見つけることができそうな気がするんですけども、余りにも、人数何人でしたっけ、ここは、子供たちの。

西平市長

30人です。

竹原信一委員

30人が使う施設に毎月1万円の使用料、1人当たり1万円程度ですね、払う。非常に、ほかに場所を探すようなことは、これ、たぶん建ててもいいくらいの値段ですよ、恐らく、規模的にいっても。この、余りにも高いという印象は、市長は受けなかったですか。

西平市長

この、第2学童クラブだけでなくですね、第1学童クラブもありますけども、やはり1カ所でやるべきということが一つの課題であると考えておりました。その中で活用として考えておりましたのが、現在の阿久根小学校内の余裕教室の活用ということで学校側とも

協議をしてきたところでございます。こういった中で出てきた話として、クラブ児童の利用以外での児童とのすみ分けであったりとか、トイレの共同利用、出入り口の分離等、管理面、予算面でのいろんな課題が出てきたというところでありました。その中で現在の児童のあり方を考えたときに、やはり阿久根小学校の近隣でこの施設を手当てしないといけないというのが一つの課題だったところでございます。そういったことから、建てるということも実際は課内の中でも議論をしてきたところでございます。そうすると土地の取得から始まって、かなり大がかりな費用が発生すると。その中で出てきたのがこのNTTのビルの活用でありました。現在活用していこうと思っているところは98平米であります。今回の賃借に当たりましては、貸付部分の整備のほうを賃借人でありますNTT西日本アセットプランニング側、こちらのほうで行うということになっております。今回、この家賃にその整備費用分を組み込まれてこういった額になっております。当初では、ここを10年間、長期で借りないかという話もあったんですが、先ほど申し上げましたように、より有効的な阿久根小学校の空き教室の活用ということを考える上では5年間という短い期間での賃借ということが一番最善ではないかということで現在こういう選択をしているというところでありました。以上です。

竹原信一委員

じゃあ、今の件はいいです。次に、森林保険について、この保険料、資料をいただきました。10年間ほどの保険掛金及び保険料を、と請求しましたところ、11年分出してくれて、その11年の前のやつに保険金180万円がある。ざっと見て、この11年間で4千万円の掛金。そして、降りたお金が約200万円なんですね。そして、保険の引き受け手が26年度までは国であった。27年度から天下り法人らしきもの変わったと。こういうことなんですよ。で、これは、この保険に入るというのは何か義務というか、そういったものがあるんですか。

西平市長

まず、この保険会社が森林総合研究所になぜ変わったかということについてのお尋ねでありますけれども、平成26年4月9日に可決成立いたしました、森林国営保険法の一部を改正する法律と、この中で森林国営保険法は平成27年4月1日に森林総合研究所に移管されたと、このようなことから保険会社が変わったというところで話を伺っているところであります。

(発言する者あり)

竹原信一委員

これに入るというのは、義務なんですか。

西平市長

法改正に伴う対応でありますので、ほかの条例が変わったのと同じような取り扱いをしているというところであります。

竹原信一委員

ちょっと待ってください。これは保険ですよ、保険に入るか入らないかがほかの条例とは何の脈絡ないじゃないですか、あなたの説明は。

西平市長

保険に入るということは、当然ながら義務ではございません、任意ということになります。ただですね、若干ちょっと、これは提供した資料に追加する形でちょっとお話をさせていたいただきたいんですが、実は平成17年度から27年度まで、今議員の手元に資料を出しておりますが、実は平成12年度にですね、この保険金の入金が入ってきております。この時の掛金が不明だということで、資料としてはお出しできなかったわけですが、その際も恐らく資料のほうを推定しますと、約350万程の掛金を払っていると思われるんですが、その際に、平成11年度の大規模災害によりまして、1億2,321万円の保険金の入金というものがあっているということでございます。まあそういったこともありま

して、大規模な激甚災害が発生しないとも限らないというようなことから、この保険についてはあくまでも任意でありますけれども、そういう取り扱いをしてきているというところであります。

竹原信一委員

そもそも奇妙なんですよ、これが。例えば、災害が起きた時には、災害対策ということで国からお金が下りたりしますよね。一方、その一方では保険の仕組みがあって、それに対して掛けたり掛けなかったりすることができる環境がある。これ、国の、行政の、政府の政治のやり方として非常に奇妙な形式になるような、なってるような気がしますよ。国が保険の引き受け手になる。これについて疑問は、皆さんのほうは疑問はないですか。

山平水産林務課長

申しわけございません、もう一回質問いただけないでしょうか。

竹原信一委員

この件はですね、国土に関することなんですよ、国土に関するのを、市町村が阿久根市の市有林について保険を掛ける、その引き受け手が国になっている。一方では、災害が起きた時には災害のためにということで国からお金がきたりする環境もあったりする。これっていうのは、非常にいびつな感じがしますよね。保険がなくても災害はお金が下りてくるわけじゃないですか。下りる環境があったりするわけじゃないですか、ね。もしですよ、大きな災害がありました。保険が入ってる、保険がある、できる分がある。そしてそこで賄えない部分は国から来る。重なってくるわけですよ。そういったこのすみ分けという問題も当然出てくるはずですけども、そういったことについては担当課としては疑問に思ったことはありませんか。

山平水産林務課長

確かに、災害を受けた場合は、災害復旧費というほうからも入ってくる、歳入が入ってくる場合があります。ただし、ここにつきましてもは災害だけではなくて、山火事、火災による流木等の保証も含まれていることから現在保険に入っている次第であります。

竹原信一委員

国のやっтерることがよくわけがわからないということですが、わかりました。じゃあ、これはこれでいいです。今、予算審議ということでもありますけれども、市長はですね、予算を組み立てる際、あるいは査定に際してどのような指示をしたんですか。

西平市長

予算を組み立てるときの、ということでのお話しでありますけども、まずは財政課のほうと大まかな話をする中で、新年度の予算においては着実に財政の健全化ということを第一義として予算の策定に当たってほしいと、そしてまた、これまでの既存の考え方にとらわれずに新しい事業というものも積極的に取り入れていく必要があると。ただ、全部が全部できるということにはなりませんので、新しい事業を取り入れる際には、これまで不要かもしれない、効果が薄いと思われる事業をしっかりと検証しながら、そのもとで各課から要請を上げてほしいと、そのようなもとで予算の編成を行っているというところでありま

竹原信一委員

今の話は、市役所代表みたいな話ですよ。実際ですね、議会も市長もそうなんですけど、市民から選ばれた者が、行政組織をコントロールするときにはですね、必要な視点があるんですよ。住民の視点です。すなわち、行政が行っていること、そして結果について現場を知ってなきやいかんちゅうことですよ。具体的にわかって指示をなきやいけな

現状を職員から聞いて、それについてきちんとやれよ、ちゃんとやれよ、しっかりやれよじゃだめなんですよ。自分自身で、例えばですよ、市営住宅を見に行っ

て、これどうにかせんかというようなことを言ったことがありますか。

西平市長

市営住宅のお尋ねであります。これについては関係課のほうから写真等の提供も受けながら現状を把握しておりますが、現状を知ってないと予算のそういう関係の仕事はできないかというようなお尋ねでありました。確かにおっしゃるとおり、多くの方々の意見からどういったことが必要かということをしっかり考える必要があろうと思っております。じゃあ、これを指示するのに当たって下から上がってきたものをそれだけで判断してるかということと私自身そうではないと思っております。まあ、例えば今回新規事業といたしまして提案しております、農業者の方々の45歳から55歳の方々までの支援金であったり、あるいは漁業者の方々の新規漁業開始の支援金であったり、こういったものについては当初、どちらかということの査定の段階では、はじかれていたものと考えております。しかしながら、一次産業の振興に取り組むということが私は大きな課題の一つと考えておることから、これについては予算をつけるようにということの指示をしながら進めてきております。ですので、決して何も下から言われたものだけで予算は決まっているものではございませんし、私は私の考え方を財政課に示しながら今回の予算の調製に当たっているということでありまして。以上です。

竹原信一委員

あなたの考え方はもうほとんど問題じゃないんですよ。現場が問題なんですよ。私は質問で、ね、住宅を見に行きましたかと言った。あなたの答えは職員から写真を受け取りましたと言った、ね。そういうことじゃダメなんですよ。あなたの意見の問題じゃないんですよ、実際の話。事実をしっかり見て、そして自分の視点で物事、自分の視点というか事実の視点で指示をしていかないかんわけですね。あなたの気持ちの問題でさえない。能力の問題。現場を、住民に近づこうとする義務の、義務感の問題ですよ。あなたに義務感も能力もないというのがわかりましたので質問を終わります。

牟田学委員長

以上で竹原、
(発言する者あり)
白石委員。何のことですか。
(発言する者あり)
予算に関してですか。

白石純一委員

今、竹原委員がされましたことに関連して、私が3月11日、予算特別委員会で質疑をしたことに対する回答がこの時間の直前に来たものですから、その回答に対する私は質疑を申し出る時間がございませんでした。そこで、お願いなんですけれども、委員長としてこのことに関する質疑をお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

牟田学委員長

じゃあ、委員にお諮りします。あと二名の質問者がおりますけれども、その質問が済んだ時点で白石委員の質問を許可してもよろしいですか。

(発言する者あり)
だから、答弁、資料請求が後ほど出たということで、よろしいですか。
[「はい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、白石委員、最後をお願いします。
白石委員、項目だけをお願いします。

白石純一委員

回答いただいた内容で、質問の内容を言ったほうがいいですか。

牟田学委員長

はい。

白石純一委員

昭和42年に建てられ、55年に増築されたということです。で、新耐震基準に基づく

建築申請確認が施行されたのが昭和56年ですので、つまり旧耐震で建てられた建物であると、

(発言する者あり)

牟田学委員長

児童クラブのNTTの件で。

白石純一委員

それで、ここには耐震診断が実施されており、耐震上問題ない建物であると管理者からの所長から伺っておりますという回答でございました。この施設を移す理由の一つが耐震問題ということも聞いておりますので、ただこの所長から大丈夫だと聞いているということではなくてですね、書面上この耐震診断を見られているか、なければ今後入手すべきだと思いますがという質問をさせていただきます。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、9番、中面委員の質疑を許します。一般会計における予算の優先順位について質疑をお願いいたします。

中面幸人委員

予算のですね、査定の仕方についてですね、予算の査定の仕方についてお伺いをいたします。特にですね、各集落から出されております要望等におけるですね、予算の査定、そしてその執行についてお尋ねをいたしたいと思えます。まず、予算のですね、査定はですね、なかなか私わからないのでですね、どういう形で、どのような形で、どのような流れでですね、されているのか、特にやっぱり市民から指示をいただいている議員としてですね、そこ辺あたりもちやんとわかった上でないといけないのかなと思っております。どんな形でされてるかちゅうのをまずお伺いをいたします。

西平市長

予算の査定についてのお話であります。まず、集落から上がってくる要望とかそういったことを先に除きまして、全体的な話をさせていただきますけれども、当然ながら年度の予算を組む段階にあっては、各課のほうに予算の調製を、指示をしまして、それで各課から上がってくる状況であります。今日の委員会の中でも財政課長のほうの答弁で申し上げたと思えますが、まずは次年度の歳入の状況というものを確認しながら、全体の予算というものを組んでいくというのが前提になってきます。そういった中で、当然、課長はもちろんですけども、課長補佐、係長が兼務しておりますが、それ以外に係員というものがおります。その係員ごとに各課の担当というのは決まっておりますので、各係員が各課から上がってくる、各課の各係から上がってくる職員とも面談して、そして話をしながら、場合によっては現場のほうにも出向いてそういう状況を把握して予算の策定というのを行っております。そういった中で、ある程度の状況というものが出てくるんですけども、その中で優先度の高いものをいうものをお互いの中で話をしながら全体的な予算というものをつけていくと、しかし当然ながら住民の方々の要望、あるいはこれから先、行政として取り組んでいかないといけない事業、こういったものを全部合わせていくと、予算が正直限りがありますので、全部が全部できるということではございません。そういった中でする合わせをしながら事業の配分というものをやっているという現状であります。以上です。

中面幸人委員

今、市長の説明でですね、わかりますが、いわば、もうそれぞれの課ごとに財政課のほうで、財政課と対で最初話をされる。当然先ほど市長が言われたように、今年度のですね、次年度の歳入の割合によってある程度の枠組みというのは決まるでしょうから、そういう中で各担当課と財政課が対になって査定の審査が行われるということですか。

西平市長

この予算の査定というのは、おっしゃるようなやり方になってきます。ただ、この各課

に対して事業の指示を出すときに、いろんな活用をできる補助金をまずはしっかりと調べろと。で、極力財源というものを確保した上で上げてくるようにという指示はしております。その中でどうしても確保できない部分というのが出てくると、それについては財政課と協議をしながら、例えば基金を活用するのか、あるいはほかの何か別の財源を探していくのかというのは順次議論をしながら進めているという状況であります。

中面幸人委員

そうしたときにですね、各それぞれの課が、各いろんな地区から上がってくる要望等も含めてですね、それぞれ課なりに優先順位等もたぶん決められてくるでしょうけど、いわば各地区からの要望等についてですよ、その辺の把握というのはですね、例えば財政課長も市長も知った上での査定に入っていくんですか。

西平市長

毎回上げられてくる要望というのが、かなりの数上がってまいります。これについては、当然一通り私自身も目を通してはおります。ただ、優先順度の決め方というものがいろいろありまして、例えば今年度までしか活用できない補助金があるというような場合には来年度になるとそういったものが活用できないわけですから、そこについては優先順位が少し落ちるかもしれないけども、財源的な理由から上に上がってくるというような場合もあります。また、そうではなくて、なかなかそこに財源はつかないんだけど、この部分についてはやはり早急にする必要があるだろうというようなものについては、当然ながらある程度の財源的なものは無視してとは言いませんけれども、勘案しながら比較的活用できる交付金、こういったものを充て込みながら優先順位というものを確定しているというような流れであります。

中面幸人委員

それでは、先ほどもですね、5番議員の質問もありましたけれども、まず、そういういろんな要望等がありまして、その中で例えば財政課長、そして市長、全部を見に行くわけにはいかんでしょうけど、ある程度気になるところはやっぱり現場を見に行かれますか。もう、課の人に任せられますか。自分が直接身に行かれますか。まず市長。

西平市長

時間的な猶予というものが私にもない場合があったりしますので、それについては全てが全てやはり見に行けるといえるようなことではありません。ちなみに私のほうで昨年見に行ったところで、事業化としてのですね、現場として見に行ったところと言いますと、笠山のほうには、あの頂上のところまでちょっと上がって、その整備状況がどうできるのかというようなところで地元の県議のほうとも一緒に現場を見に行ったというようなところがあります。あとは大きな事業を施す際には、例えば北薩振興局の事業を活用するとか、そういったものがある場合には見に行ったりするというようなところはありますけども、全てが全てやはり見に行けないというのが現状としてあるところでもあります。

中面幸人委員

今、市長の説明では大きいですね、いろんな事業等については見に行くけど、例えば地区なんかから上がってくる要望等についてはほとんど時間との関係があって見に行っていないということよろしいですか。

西平市長

例えばですね、移動の合間にちょっと通るかなというところがあったら時間的な余裕があれば見に行ったりはしますし、あとはですね、これはもう予算がついた後の話になりますけども、新年度の事業で実施をするような場所、こういったものについては極力現場を見に行くようにはしております。で、道路改良であったり漁港の整備であったり、あとはそうですね、林道関係、急傾斜の崩壊対策事業、こういった箇所については現場のほうを1日、2日ぐらいは何とか時間を空けて半日ずつでも、2時間、3時間ずつでも回るといふことにしているところです。

[中面幸人委員「財政課長は」と呼ぶ]

山下財政課長

お尋ねは、各関係課から上がってきたそれぞれの、例えば道路の要望箇所等を、現地を見に行ってるかと、こういった趣旨であろうかと思いますが、基本的にはそれぞれ財政課において予算担当の職員を配置しております。その職員が必要に応じて現地を見に行くということにしております。全ての現地を見に行ってるというわけではございません。以上でございます。

中面幸人委員

このことについてはですね、後で言いますけれども、次にですね、この優先順位を自分が議員になってからですね、それぞれ多くの要望等も地区から上がってきておりますけれども、いつも例えば優先順位、あるいは危険度の高いところからという形で執行がなされておりますけれども、この優先順位とかいうのはですね、これは基準があるんですか。

西平市長

何らかのルール化をしているというようなこと、明確なルールがあるわけではありません。先ほども申し上げましたように、年度によってはこの年度しかできないというようなことも出てきます。例えば、今、簡易水道事業のほうがありますけども、こちらのほうが平成28年度までにある程度の方向性を出さないといけないということもありまして、これについてはだいぶ前から計画的に進めておりますが、そういう時限的なものが決まってくるような予算がつくと、補助金の内容については極力早く進めないといけないということもありますし、そうなるとその裏で合わせる過疎債の状況等もありますね。そういったものを全体的に勘案して過疎債というのが年間どれだけっていうのが大体認められてきますし、そういう今度また過疎債が充てられる事業と充てられない事業ともありますので、そういったものを勘案しながら極力危険度とか、あるいは住民の方々からの要望の中でも経済的効果を配慮したものであったりとか、そういったものを総合的に判断して順位を、事業化をしているというような状況です。

中面幸人委員

私も流れ的にですね、例えば各それぞれの課で財政課とやり取りしながらですね、優先順位等が決まって、それぞれことしの箇所等が決まっていくと思うんですけども、市長に上げる前の判断というのは最終的には財政課長ですか。

西平市長

まず、財政課からも上がってきますが、その前に副市長のほうである程度の議論というか、そういったものがあって私のほうに上がってくるという流れですね。ただ、副市長のところにも上がってくる段階では財政課長だけではなくて、所管課長が入って、場合によっては係長、課長補佐、係員まで入っての議論をするという流れになっております。

中面幸人委員

理解を深めるためにですね、ちょっと箇所をちょっと限定しますが、例えばですね、鶴川内地区集会施設でありますよね。ここについてはですね、グラウンドも室内施設もですね、ほんとによく使われてるんです。グラウンド等もですね、グラウンドゴルフを、鶴川内地区のですね、いわばさわやかクラブですか、ああいう方がほんと毎週使っております。そしてまた、整備がですね、水がたまったりとかいう形でですね、もう早くからそれもやってほしいという要望も上がってきたと思います。それに加えてですね、施設まで入る、中央線から施設まで入る通路も長いですよ、あの辺も相当傷んだりしておりますね、特に夜なんかの集会にはですね、車等が入っていくもんだから段差等があるんですね、あれも早く舗装してくれんかというような要望も上がってきたと思っておりますけれどもですね、私が先になんで市長とか財政課長が現場を見に行ってますかというのは、そこ辺あたりであってですね、ただ机上でですね、なかなか判断しにくい部分もあると思うんですよ。その辺で、例えばどういう形で優先順位を決めてるのかなというふうに思うもんで

すから、ただ、机上でのですね、優先順位というのはなかなか難しい面もある。やはり、敬老の人たちがですね、敬老会の人たちがグラウンドをやっている、まさに今は健康志向でですね、やはり元気で長生きという、そういう形も含めればですね、ほんとよく使われている施設だと思うんですよ。だからそういう思いをその人たちが言われるわけだから、やはりほんとにそういう思いをですね、私は応えてやらなければならないと、そういう私もそういう地区から選ばれてる議員としてですね、責任を果たさなければならないわけです。そういう意味でもですね、今回、地区の人たちもですね、例えばなかなかグラウンドの整備については本格的にすれば何千万もかかる、そういうのじゃなくていいんです。だったら例えば、重機を入れてやれるくらいもできるわけです。だから今回は、舗装工事をやるような形で、そういう段階で若干機械を入れてグラウンドも整備してやりましょうかねという話もできとったもんだから、これを今回の予算を見れば出てない、はったもんですからですね、こういう全体的な話をするわけですが、そういう思いは、地区の思いは、市長は受けられておりました。全然なかったですか。

西平市長

個別具体のお話でありますので、お答えさせていただきますが、鶴川内の集会施設のお話でありました。私も昨年何回行きましたかね。夢のまちプロジェクトという方々の後援会がたしか10月か11月か9月かちょっとあったもんですから、その際、行ってお話を伺う機会もありましたし、あと消防団の方々の操法大会だったと思いますが、操法大会の反省会のほうにも伺いまして、また、消防自動車の更新もありましたので、その際に伺っているところでございます。もちろん消防団の方々の会に伺いますと、地元の区長さん方が主に後援会になってらっしゃいますので、その際にもいろいろお話をする機会があって、当然声としては聞いておりますし、何よりもまず要望書という形でも十分拝見しております。あそこの中身が夜も暗かったり、あるいはそういう状況にあるというのは私自身も十分認識はしているつもりであります。

中面幸人委員

今回ですね、場所を特定しましたけれども、これは市内全体で考えられることですのでですね、例えばですね、優先順位の関係で、ことしできなかった箇所、あるいは2年、3年、地区からの要望が叶えられなかったところはあると思うんですけども、こういう案件についてはどのような形で処理をされていくんですか。

西平市長

冒頭でも申し上げましたが、当然ながら予算を伴うということはございますので、年次の予算の措置をしながらこれについてはやっていくということでございます。ただ、なかなかですね、要望された方々にとってはなかなかうちのところは進まんというようなお話もあるんじゃないかというところは十分理解をいたします。例えば、昨年度、今年度ですけども、日ノ山線というのがありました。ここらもう二十何年前からですね、やってきて、ようやく今年度電源立地のほうを入れまして整備が進んだところでございます。そういったものもありますので、皆さん方に対しましては、じゃあ何年待ってくださいというようなことはなかなか申し上げられないんですけども、極力財源を見つけてきて、充てられるものについては充てていきながら、年次的な処理をしていきたいと考えているところであります。

中面幸人委員

やはりですね、次から次にやっぱり要望は出てきますよね。当然、その中で優先順位でされていくわけですけども、やはり何年もそういう要望がですね、実行されないという案件についてはですよ、ある程度やっぱりしてやらないとですね、やはり市民の、阿久根市民全体ですね、やっぱりそういう市民サービスというか、そういうのはやっぱり不公平ではあると私は、平等ではないと思うんですよ。その辺あたりは今後どういうふうに考えられますか。

西平市長

まずこの事業執行に当たっては私自身、恣意的にこの地区だけをやろうとか全く考えておりませんし、もちろんその逆もこの地区はしないとかがそういったことも一切考えておりません。先ほどからお話させていただいておりますように、なかにはですね、なかなか進まないようなところもあると思います。しかしながら、予算全体の中を見まして、そして市内全域の状況等を考えながら各課、各係から上がってきているものでありますので、そういったことについては今後もいろんな状況等を勘案しながらできるだけ多くの方々にサービスが行き届くようにしていきたいと、もちろん全部してあげたいのはやまやまです。それはもう予算に幾らでも使っていいということであればそれは幾らでもしてやりたいというのは当然あるんですけども、限られた予算の中で執行していくことでありますので、御理解のほど、住民の方々にもお願いしたいと思います。

中面幸人委員

よくわかりました。それではですね、ぜひですね、そういう状況等をですよ、必ずやっぱり要望書が上がってきたところにはですね、やっぱりその年、年、その年、ことしは予算化されるんじゃないかなと期待しているところもあると思うんですよ。だからそれをほっとかないですね、やはりもちろんそれぞれの議員も説明をしょうけど、やっぱり執行部側も所管もですね、しっかりとやっぱりその地域に、地域じゃないですね、そういう報告をしてほしいと思いますが、それはいかがでしょうか。

西園都市建設課長

道路関係の各地区からの要望に回答してるかということでもありますけれども、一応地元のほうから要望書が上がってくれば、まず職員が現場のほうを確認して、その状況を総合的に判断するというので、記録に残してるということ、その分については各区長に資料という形で引き継ぎがされるよう配布しております。また、その整備状況をどうするかということも区長のほうにも一応伝えるという形にしております。以上です。

中面幸人委員

いわば、今回こうして予算が議会で議決されます。そうすれば28年度の予算が4月から執行されるわけですけども、これらについて、ことしはお宅の地区からこういう要望が出されておりましたけれども、こういう関係で今回はできませんでしたっゆうことは言われてるんですか。

西園都市建設課長

その予算、今出てる件数が170件くらいあるわけですが、今までの分がですね。その分、予算がついたかというのは報告はしておりません。ただ、ついたところにつきましては工事を始める前にこういう工事をやりますということで地区の交通安全、そういうのも含めた形で連絡しているところです。以上です。

中面幸人委員

当然、本年度執行されるところはいろいろ説明等もせないかんから言うのが当然だと思います。期待していたところができなかった場合、やはりですね、こうこういう事情でできませんでしたっていうのはやはり私は行政側としてですね、私はしっかりとやっぱり市民には言うべきだと思いますので、それがやっぱり行政の権利だと思いますので、ほっていったらいいけれども市民はよかいうふうには言われんわけですから、ぜひ執行されなかった地区についても報告するようにしていただきたいと思います。

牟田学委員長

以上で中面委員の質疑を終了します。
この際暫時休憩します。

(休憩 14:18～14:28)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次に、竹原恵美委員の質疑を許します。一般会計、62ページ、3款2項1目、児童福祉総務費、20節、扶助費、子ども医療費助成について、113ページ、10款3項2目、教育振興費、8節、報償費、卒業祝い商品券等について、国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定に関して大川診療所の運営について、順次質疑をお願いいたします。

竹原恵美委員

1番目から質問いたします。子ども医療費助成についてですけれども、今現在行われている15歳までの医療費助成は何を目的に行っているもののでしょうか、教えてください。

西平市長

15歳までの医療費の無償化についてのお尋ねであります。それまでは医療費の無償化というものが若年齢層にあったということで、私のほうで少しでも子育ての支援になればということで、中学生までの医療費というところに事業のほうを拡充して現在進めているという状況であります。

竹原恵美委員

先的一般質問でも、聞かれたように、PTAなどからは15歳から18歳までも加えて、無償化にすることを近隣もありますし、要望が上がっていることは御存知かとおもいますが、こうすると受益可能性、先日は公平性という意味、平等性という言葉が使われたと思いますが、こうすることで、受益可能性のある子どもは、200人掛ける3学年で600人になるんですけれども、この点について子育て支援、同じ言葉で子育て支援としてはお考えになりませんか。子育て支援になる、3年間、その間600人が受益可能者となる、受益するかどうかは病院にかかることで差がありますけれども、その点ではなく、先日は、市長は平等に受けるという意味でこの点で受益者が少ないという理解を示されたところですか。その点において、子育て支援という意味で600人が、受益者が600人にふくらむという意味ではどうお考えになりますか。

西平市長

600人、ざっくりですね、200人掛ける3学年ということで600人ということですが、全員のこの事業の効果が行き渡るということには、当然ならないということから着実に皆さんのもとにそういう支援ができるということで年度毎、1学年毎でありますけれども、3年間で600人の方々に確実に効果があるということで、現在この事業を行っているところであります。

竹原恵美委員

病院にかかる時というのはけがや事故、病気、そういう時、不可避な時なんですけれども、これ自体が子供のセーフティーネット、親に対しては子育て支援ですけど、子供にとっては安心して健康な状態に向ける、治療ができるという意味で、セーフティーネットという働き、公共のサービスとして、役割として必要な役割ではないでしょうか。いかがでしょうか。

西平市長

もちろん、議員のおっしゃることは十分理解をするところであります。親御さんの方々にとっていつ病気、けがになるかっていうのは、確かに予測できる場所ではないと思いますので、そういったところに対する安心感というのはあるのではないかと思います。

竹原恵美委員

今、確かに結構大きく体が丈夫になってくれば、病気にかかる、病院にかかることは少なくなる。だから、広く事業効果を得られないという認識もありましようけれども、子育ての間で、高校生になるということはこの3年間の間には遠くへ、今までと違って遠くへ、毎日、交通機関とかバス、自転車を使って通うようになる。この中で、生活に変化の中で安心して病気のけがの治療ができる環境というのを求めていらっしゃるというふうに認識し

ていただきたいと思います。先日市P連ありましたけれども、その中で聞いたことをお伝えします。親としては、阿久根に帰ってきてほしい、学校に行ったとしても帰ってきてほしいと思っているけれども、子供自身が今育っていく中で地域に対する安心感を持っていないと、子供が阿久根に帰ってこないのではないかと思う。子供はすぐ大きくなって阿久根に帰るとか、町に残るか判断する時期がすぐにやってくる。子供が今育つうちに子育てしやすい、育つのにいい環境だと感じさせていることが、子供が戻ってくることにつながる。だから改善は早くしてほしいと言われました。そして1回で終わる祝い金よりも3年間の医療費の補助の安心感が得たいそれがしてほしいことというふうにも聞きました。平等の意味というのが、市長のおっしゃる皆が受益するというのを平等とおっしゃいますけれども、公共のサービス、セーフティーネットという意味では、皆に配れるということではないポイントも御理解いただきたい、そして今年度内に18歳までの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。卒業祝い商品券についてお尋ねいたします。これ全ての、先ほどの論で全ての中学生の卒業生に渡せることが、これを平等、公平とおっしゃるのでしょうか、そのポイントについて教えてください。

西平市長

そうですね、この子にだけ渡して、この子に渡さないというのは、やはりそういった意味から言うと不公平かというのがあるんじゃないでしょうか。

竹原恵美委員

公共のサービスというのは、税金を使って、富の再配分をするということがありますけれども、この事業はある意味ばらまきではないでしょうか。所得制限ありませんけれども、本当に困った方へ渡すのではなく、一遍皆さんからお預かりしたものを平等にその学年全てに1回ぽっきり渡すという作業ですが、こればらまきとは見えませんか。

西平市長

中学卒業して高校に行く方、そしてまた高校には行かずに就職される方2つの選択肢が出てくるんだろうと思いますけれども、そういう新生活を送る上で必要な物品の購入というのもおそらく出て来るんじゃないかと思っております。いろんな方々にお話を伺いますけれども、やはり大変有意義に活用させてもらっているということで話を聞きました。ただ、今回これについてお配りしているのは、あくまでも現金という形ではお配りせずに、商品券という形で5千円、そしてまた図書を購入ということで、図書券という形で5千円をお配りいたしております。商品券においては、市内での経済活動にも一定の効果があるというもとで判断をしておりますので、ただ単にばらまいているというようなことではないものと思っております。

竹原恵美委員

私とは市長は平等という意味の、また公共のサービスの役割という意味の認識が少しこの2点については違っているということは私認識しましたけれども、公共の、私が思う公共の事業としてはセーフティーネットとして役立つ、その役立つ世帯に対して渡すことが必要ではないか、これを渡すのであればと考えます。先ほどPTAの方もおっしゃいましたけど、一瞬で消える、1万円という意味ではなく、違う使い方をぜひお考えください。困ったところに渡すのであれば、所得制限もかけるべきだと私は思います。以上です。次に教えてください。大川診療所について教えてください。今回の定例会の中で過疎地域自立促進計画にあります大川診療所に対しての考え方が記載がありましたので、このことについて、まず大川の位置づけ、大川診療所としての位置づけのことを説明をください。市政方針のほうでは、運営を考えるという発言があったんですけど、同じ日に提案されたこの計画書の中では、地域医療としての機能充実を目指すとともに、災害時の緊急医療や、地域福祉の拠点としての機能を充実させるとあります。まだ、大川診療所は充実させる方向で今年度進むという考えでしょうか。

西平市長

充実と言いましても、機具機材をたとえばこれまで以上に充実させるというようなことではなくて、もっとより細かな、きめ細やかなですね、地域住民の方々の要望にさせていただくようなあり方というのを考えていかなければいけないと思っております。その取り組みの一環といたしまして、認知症の講演会であったりとかそういったものを大川診療所の先生方にもお願いしておりますし、そういう意味でのより充実した取り組みということでの取り組みではないかと私は考えております。

竹原恵美委員

それでは施政方針の中で運営を検討していかなければならないというふうな表現がありましたけれども、その点において今年度はどのような作業が行う予定でしょうか。

西平市長

これ、毎年お尋ねいただく内容ではあるんですが、これまで住民の方々の意見というものをアンケートという形でなかなか取っていませんでしたので、今年度このアンケートの調査をしたところでもあります。そういったところから寄せられてきているいろんなお話、ご要望、そしてまた当然廃止したほうがいいという方もいらっしゃるけれども、そういったところを勘案しながら今後の大川診療所の運営の在り方ということについても考えて行く必要があるのではないかと考えております。

竹原恵美委員

それではまた計画書の言葉を少し説明ください。その続きに常駐の医師の確保を目指すとともに、公設民営化への運営体制の具現化を検討する。これは、公設民営化に進めるという考えが明確になったものと考えてよろしいのでしょうか。

西平市長

存続ということに当然住民の方々の意見というものが強いというのが今回のアンケート調査でわかったところでもあります。診療所が必要と思う方がアンケート調査でお答えいただいた216人中、199人、92%の方々が診療所が必要だというようなことで御回答いただいております。そういったことから現在の大川診療所の在り方として、常駐医師を確保して、やっていくというやり方が必要なのか、あるいは公設民営という方針を取り入れていくべきなのか、場合によっては民間譲渡、他事業との展開、これは介護とかそういった部分との絡みになってきますけれども、そういう存続をしていくという過程にあってはいろんな条件というのを考えられますので、そういったもの一つ一つ検討しながら今後の進め方を考えていく必要があるものと思っております。

竹原恵美委員

現実的な目の前の状態として、譲渡で民営化、または公設民営化、今のこの経営状況、1日7.3人の状況で、検討の余地ありのテーマでしょうか。

西平市長

住民の方々の御意見というものが、私はやはりこの大川診療所についてはまずは大事じゃないかと考えております。これまでのこの大川診療所の位置づけというものが、多くの方々にとって、単なる医療機関ということだけではなくて、多くの人たちがそこに集ってお話をする機会があったりというふうに伺っております。ただ、今回のアンケートの中にも出てきておりますけれども、今現在かかりつけ医をここにしていないという方の大きな意見はやはり医師の確保が将来的に確実なものを見通せないということからなかなかかかりつけ医として、利用されていないということでもありますので、当然ながら、医師の常駐化というものを検討していく必要は十分あるんじゃないかと思うところでもございます。

竹原恵美委員

医師不足、日本中今言われています。医師不足の中、そしてここの大川診療所、今言いました7.3人程度の運営が行われている中で、私がお尋ねしたのは、検討の余地、余地というのは、検討の可能性、検討に値する、今状況が、運営として可能性が

かというふうにお尋ねしました。

西平市長

医師不足というのは確かにございます。先日も甌島のですね医師の話がでておりましたけれども、もうお年も73になられるという方ですけれども、また1年残って診療されるということでした。こういったことから現在医師の中にあっても高齢化というものが進んでおりますし、この医師の確保についてはどの自治体も頭を悩ませている案件でございます。しかしながら、大川診療所の在り方について住民の方々のさまざまな思いというものを考えますと当然可能性としてゼロにすることにはならないのではないかと考えているところであります。

竹原恵美委員

現実の運営を見ていて、存続を求めるのならば、公営以外は現実的には目の前、考えられない状況ではないんですか、ほかの手があるかのようにおっしゃいますけれども、7.3人程度で民間では到底運営できません。40人程度は必要と医師の方からも、個人の経営していらっしゃる方からも聞きましたけれども、到底ここにリスクを持って入られる病院を自分でずっと開けて待たれる医者はいないと、そこから判断をしたほうが将来的な展望を見た方が、その人が夢を見せるのではなくて、その必要がありませんか。

西平市長

この間ですね、平成22年度だったと思いますが、常駐されていた医師の方が辞められて、大幅に利用者がぐっと減ってしまったというのが大きな背景であります。そのあとですね、この大川診療所の再開について、庁内でも検討しました。その中で一番やり方として、市の行政の負担も比較的少なくすむ、自分のところで経営すればもっと大変な医師への委託料とか払わないといけないですので、そこら辺を考えると、今のやり方というのが、現状での最良ではないかということで、今2つの医療法人のほうにお願いをして、医師の派遣を行っていただいているところでございます。そういったことから公設民営ということがひょっとしたら可能性としてはでてくるんでしょうけれども、それでもやはり住民の方々の常設医師の確保というものが大きな希望でございますので、それについては検討していく必要があると、全く検討しないのではなくてそういったことも選択肢の1つとして片隅に、頭の片隅に置いておく必要があるのではないかと考えております。

竹原恵美委員

もう1つ別の側面から見まして、市街地の病院、民間の、民営の病院がありますけれども、そことの、そちらから言えば7.3人程度であれば訪問、往診をする程度の数しか出ていないんですが、実は病院の運営側からすると民間と公共のお客の取り合いのバッティングが起こっている状況をつくってはいませんか。

西平市長

実際、市内の大きな病院の院長先生ともことある会議で一緒になりますけれども、かなりこの患者を診るということに対して相当今大変な状況であるという話を伺っております。現実的に言うと、病院側のほうもかなり大変だと言うことで、私はある先生からそう話を聞いております。今後ですね、この地方、田舎のほうの医療の在り方というものを考えた時に、現在、国のほうではベッド数の削減と言うものをある程度方針として出してきております。鹿児島県で約1万床減るという中であって、今後の地域医療の在り方をどう考えていくのかというのが大きな課題であります。その中であって、大川診療所の果たす役割というのはやはり地域の医療を地域で支えていくということが今回出てくるものと考えております。先ほど介護関係との連携が必要と若干申し上げましたが、おそらく自宅の在宅での介護というものが今後どんどん広がっていくことがある程度予想されてきております。そうなりますと、現在市内で展開されておりますお医者さん方との連携を図りながら、そして在宅の介護ができるように訪問看護という、そしてまた医師の方々の訪問というのも今後選択として出てくるのではないかと考えております。そうなった時に、いわゆる過疎

地域であります大川地区の医療というものをどのように守っていくかということ考えた時に、この大川診療所の果たす役割というものがそういったことから期待されるんじゃないかとそのように考えているところでございます。

竹原恵美委員

長期的展望を示さないと医者を確保、確実に確保することなしにこれ以上は利用は見込めない、そして民間の病院を圧迫するようなことを公共がやるべきではないと思います。利用料は7.3人、そして大川地区の人口は毎年3.5%減少しているという現状も課長からありました。長期的な視野で見て、最後の1人まで守る、最後の利用者の1人まで病院を置くんだという考えを示すようなことは絶対ないように、もうそろそろ長期的に見た意見をまとめていく、理解を求めていく時期には来ていると思います。28年度は将来展望に向けて動き出していきたいと思っております。以上です。

牟田学委員長

以上で竹原恵美委員の質疑を終了します。

次に、竹原恵美委員の質疑を許可します。64ページ、3款2項4目、児童館費、14節、使用料及び賃借料、放課後児童クラブの家賃について、以上1件について、質疑をお願いいたします。

白石純一委員

委員長、委員の皆様には特段のご配慮をいただきありがとうございます。私が3月11日、予算委員会で質疑した内容への回答についての追加の質疑でございますが、質問の内容がですね、このNTT阿久根ビル移転先がいつ建てられたものかとの質疑に対しまして、回答が昭和47年に建てられ、55年に増築されたと、その後、耐震診断が実施され、耐震上問題ないということを管理者である鹿児島営業所長から伺っておりますという回答でございました。この55年増築されたということですが、耐震基準が昭和56年の施行です。旧耐震の基準に基づく建築基準法下で建てられた建物でございます。したがって耐震上の懸念の余地があるわけですが、その後耐震診断が実施されたと、そして問題ないという建物であればもちろん問題ないわけでございますが、それを伝聞の形で聞いているということでございますので、これは診断書の写しなりを書面でいただくべきかと思っておりますがいかがでございましょうか。

西平市長

放課後児童クラブの賃借料ということでの御尋ねでありますけれども、時系列を若干申し上げますが、先ほど委員のご指摘とちょっと若干変わるんですけれども、この52年の建築で、昭和55年に3階部分を増築して、昭和56年に耐震の新基準が示された中で、運営が図られている状況でございます。当時はいわゆる三公社、専売公社とNTT、その前の三公社ということでございますけれども、この三公社の1つとして国の予算で整備がされております。そののちにも法改正に対応した整備を行ってきているということでございますが、この耐震診断につきましては、1997年の診断基準におきまして耐震等級は1級の診断が出ているということでございます。ちなみに耐震等級1級というものは、数百年の一度の大地震でも倒壊、崩壊しない強さで、耐震基準法に定める基準が十分なされているということで報告を受けております。またこの診断書類の写しの提供につきましては、現在NTT西日本アセットプランニング鹿児島営業所長のほうに確認中でございますが、福岡の本社のほうに問い合わせをいただいて、出していただけるようであればお出しただくことになるんじゃないかと思っております。以上です。

申し訳ございません、先ほどの発言の訂正をさせていただきます。昭和52年と申し上げましたが、手元の資料が間違っておりまして、昭和42年の2階建てで建てられて、昭和55年に3階建てに増築をされたということでございました。申し訳ございませんでした。

白石純一委員

昨年9月の定例議会で私も一般質問させていただいて、この児童館が耐震上今使われているのが問題だということで、移転すべきではないかということで執行部としても現在探しておられるという回答をいただき、また、したがってこの次年度より新しい施設に移転するというので、こうして準備をさせていただいているということは大変評価します。この中で候補として上げられたこの建物が、やはり耐震基準が1つの判断材料になって選ばれたと思いますので、またこの耐震も1級の診断がなされているという、またこれも賃貸人側からの報告でございますので、やはりこれはその書面をいただくということが何よりも耐震安全性を担保するものだと、その書面が何らかの理由でたとえば現物がなくなっていると、あるいは写しがないということでですね、物理的に入手が困難なので、もしあればですね、契約上耐震診断もして問題ない1級の診断がなされている建物であるということをお約束で表明、補償していただくというような安全性の担保が必要かと思っておりますので、その方針で臨んでいただきたいと思います。もう1点、本日午前のこの委員会でやり取りがあったんですけども、執行部の方がおられなかったもので、この施設の視察をお願いしたわけですけども、予算執行前なので視察が難しいという理由をいただいたんですけども、予算審議をしていく中で視察をお願いしているわけですので、当然予算執行前なのはわかっておりますので、予算執行前ということで、視察ができないという理由は私の理解では到底不条理なのではないかと思っておりますので、その点、私の理解に間違いがなければ、今後ご利用いただきたいと思います。以上でございます。

牟田学委員長

いいですか。

[白石純一委員「はい」と発言あり]

以上で白石委員の質疑を終了します。

それではただいまの総括質疑の各項目に関し、他の委員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。

(執行部退席)

○議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、これで討議を終結します。続いて、討論に入ります。

竹原恵美委員

反対として討論いたします。議案第18号に対して、28年度の一般会計に対して反対の討論をいたします。私は議案第13号、同じ提案されている13号が市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提案があり、これを含んだ予算として、これが主なポイントとして反対いたします。ほかには質問しましたが子ども医療費の助成を、18歳まで広げること、600人、3年間の受益がある可能性がある子供を広げることに対して、中学生の卒業祝い金、これはばらまきではないかと考えております。以上において反対いたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第18号、平成28年度阿久根市一般会計予算について採決します。
本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。
(賛成者起立)
賛成多数と認めます。
よって、議案第18号は可決すべきものと決しました。

○議案第19号 平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第19号 平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算を議題とし討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]
ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

竹原恵美委員

反対の討論をいたします。議案第19号 平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算です。大川診療所に関してです。総括質疑でも聞きましたけれども、どうも長期的視点、視野から将来の展望がまだ見えてこない。人口減、そして民間の病院への圧迫をかけている公設の診療所に対して、本年度は方針を出すべきです。そのように要望し、今回の内容のままでは反対いたします。

牟田学委員長

ほかに討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第19号、平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算について採決します。
本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。
(賛成者起立)
起立多数と認めます。
よって、議案第19号は可決すべきものと決しました。

○議案第20号 平成28年度阿久根市簡易水道特別会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第20号 平成28年度阿久根市簡易水道特別会計予算を議題とし討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第20号 平成28年度阿久根市簡易水道特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

牟田学委員長

異議あり。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。

よって、議案第20号は可決すべきものと決しました。

○議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決すべきものと決しました。

○議案第22号 平成28年度阿久根市介護保険特別会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第22号 平成28年度阿久根市介護保険特別会計予算を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成28年度阿久根市介護保険特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決すべきものと決しました。

○議案第23号 平成28年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

牟田学委員長

これより、議案第23号 平成28年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

なければ次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成28年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は可決すべきものと決しました。

○議案第24号 平成28年度阿久根市水道事業会計予算

牟田学委員長

それでは、これより、議案第24号 平成28年度阿久根市水道事業会計予算を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

なければ次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号 平成28年度阿久根市水道事業会計予算について採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。お諮りいたします。付託されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決定しました。これにて、予算委員会を閉会いたします。

(閉会 15時06分)

予算委員会委員長 牟 田 学